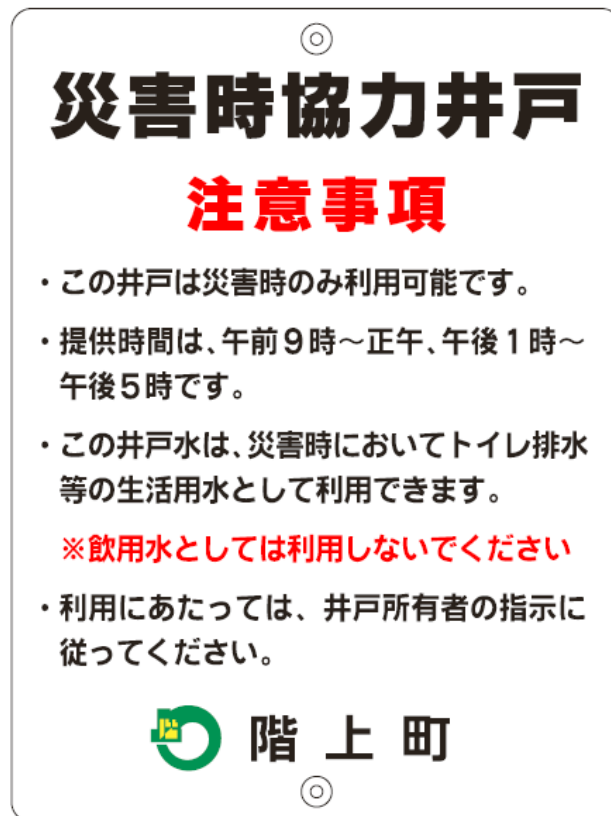


階上町災害時協力井戸の手引き

①災害時協力井戸とは

震災等の災害が発生し、水道の給水が停止したとき、近隣の方々に飲用以外の洗濯やトイレ等に使う生活用水として、井戸水を提供していただける井戸を「災害時協力井戸」として登録しています。



【登録井戸には、この看板を掲示いただいています】

※情報公開に同意をいただいた方の井戸は、階上町ホームページに情報を掲載

②万が一、災害が起こった場合

(1) 井戸の状況や周囲の安全を確認し、協力できる範囲で自主的に井戸水を近隣の方々に提供してください。

※災害発生時は、ご自身やご家族の安全確保を優先してください

(2) 井戸水を提供する際は、特定の利用者に偏ることなく、公平に提供をお願いします。

(3) 提供する際は、飲用目的で利用しないよう伝えてください。

※災害の状況によっては水質が変動している可能性があります

(4) 災害時、井戸水の提供が困難である場合は、看板を取り外してください。



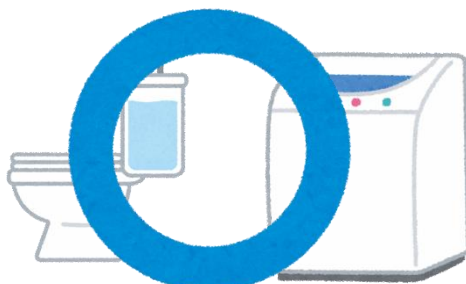
③災害時に井戸水を利用するとき

井戸水の提供は、井戸所有者の厚意により行われます。提供について、義務を負うものではありません。井戸水の提供を受ける場合は以下の事項についてご了承をお願いします。

お願い

- (1) 井戸水の提供は災害時のみ利用可能です。
- (2) 提供時間は午前9時～正午、午後1時～午後5時です。
- (3) 井戸水は生活用水として利用可能です。
※飲用水として利用しないでください
- (4) 利用にあたっては、井戸所有者の指示に従ってください。
- (5) 状況によっては井戸水を提供できない場合もあります。
※災害で井戸が破損した、停電でポンプが使用できない等
- (6) 特定の利用者に多量に提供することはできません。
- (7) 井戸水を運ぶ容器は利用者で準備してください。
- (8) 井戸水の利用は自己責任で利用ください。

※万が一、井戸水を利用し何らかの被害が生じた場合は、井戸所有者に責任を問うことはできません



生活用水



飲料水

④井戸を登録・登録変更・登録解除する

災害時協力井戸に登録する流れは以下のとおりです。ご不明な点等がありましたらお問い合わせください。

①

災害時協力井戸登録にご協力いただける方は、町民生活課窓口で「階上町災害時協力井戸登録申出書」にて申出をお願いします。



②

後日、職員が井戸所在地に出向き、現地確認を行います（登録時のみ水質検査を行います）。



③

確認の結果、「階上町災害時協力井戸登録適否決定通知書」と看板を交付しますので、看板の掲示し、災害時に備えてください。
情報公開の同意をいただいた方の井戸は町ホームページにて情報を掲載します。



④

井戸の状況に変更がある場合は、「階上町災害時協力井戸登録変更申出書」にて、変更をお願いします。
井戸の登録を解除する場合は、「階上町災害時協力井戸登録解除申出書」にて、解除をお願いします。

階上町役場 町民生活課 生活環境グループ

〒039-1201 階上町大字道仏字天当平 1-87 TEL：0178-88-2119

町ホームページ： <http://www.town.hashikami.lg.jp/>